

船舶事故調査報告書

平成26年6月12日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 横山 鐵 男（部会長）
 委員 庄 司 邦 昭
 委員 根 本 美 奈

事故種類	衝突
発生日時	平成25年12月12日 17時57分ごろ
発生場所	岡山県玉野市石島港北方沖 玉野市所在の大蛭島灯台から真方位189°750m付近 （概位 北緯34°30.3′ 東経134°00.9′）
事故調査の経過	平成25年12月27日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 漁船 ^{きんえい} 金栄丸、4.9トン OY3-24334（漁船登録番号）、個人所有 11.75m (Lr) × 2.83m × 0.88m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数70、平成6年9月15日 B 漁船 ^{きんえい} 金栄丸、0.6トン OY3-23156（漁船登録番号）、個人所有 6.34m (Lr) × 1.63m × 0.63m、FRP ガソリン機関、30kW（動力漁船登録票による）、平成13年 5月19日
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 50歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成7年8月11日 免許証交付日 平成21年9月14日 （平成27年8月10日まで有効） B 船長B 男性 76歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和49年9月17日 免許証交付日 平成25年9月17日 （平成31年1月19日まで有効）
死傷者等	A なし B 死亡 1人（船長B）
損傷	A 右舷船尾外板に擦過傷 B 右舷船首及び右舷船尾外板に亀裂等
事故の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、玉野市筏島北方沖ののり養殖

	<p>施設において、日没後、西の空が暗くなるまで作業を行った後、同施設から機関を回転数毎分2,000とし、石島港へ向けて帰り始めた。</p> <p>A船は、灯火設備がなく、無灯火の状態であり、船長Aが、操舵室中央に立ち、手動操舵により、回転窓から前方の見張りを行いながら、石島港の北方沖を南進中、右舷船首至近に小さな灯火を認めた直後、同灯火にぼんやりと照らされたB船がA船の右舷側を通過して行くことを認めた。</p> <p>船長Aは、直ちに減速してB船の動きを目で追ったところ、右舷船尾方で灯火が振られたように見えたので、B船から人が海に落ち、誰かが救助を求めているものと思い、反転して灯火に接近し、海面に浮いている点灯した懐中電灯1個を認めた。</p> <p>船長Aは、機関を停止して懐中電灯を拾い上げ、周囲を照らしながら、船首方へ移動したところ、前方20m付近に漂流している無人のB船を認め、平成25年12月12日17時57分ごろ、家族に対し、所有しているB船に乗船していた者について、携帯電話で尋ねたところ、船長Bであることが分かり、船長Bの捜索を開始した。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、石島港の東側船溜まりを発して筏島北方沖ののり養殖施設に向かった後、同港北方沖において、無人で漂流しているところを船長Aに発見された。</p> <p>B船は、灯火の設備がなかった。</p> <p>船長Bは、本事故発生から約30分経過した頃、本事故発生場所付近の海面で捜索中の僚船に発見され、玉野市宇野港に運ばれた後、待ち受けていた救急車により、病院に搬送され、頭蓋底骨折による即死と検案された。</p>
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 晴れ、風向 西北西、風力 2、視界 良好</p> <p>海象：潮汐 上げ潮の末期</p> <p>日没時刻：16時54分</p>
<p>その他の事項</p>	<p>船長Aは、通常、昼間の時間帯に2～3時間程度、のり採取作業を行っていたが、本事故当時、同作業が予定より遅れており、遅れを取り戻すため、海が凧いたので、14時過ぎに出港し、日没後も作業を続けていた。</p> <p>船長Bは、発見時、救命胴衣を着用していなかった。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>A あり、B 不明</p> <p>A あり、B 不明</p> <p>A なし、B 不明</p> <p>A船は、無灯火で石島港の北方沖を南進中、船長Aが、右舷側をB船が通過するまで、B船に気付かなかったことから、B船と衝突したものと考えられる。</p>

	<p>B船は、石島港の北方沖で懐中電灯を点灯していたところ、A船と衝突したものと考えられるが、船長Bが死亡したため、A船と衝突に至った状況を明らかにすることはできなかった。</p> <p>船長Bの死因は、頭蓋底骨折であった。</p>
原因	<p>本事故は、夜間、石島港の北方沖において、A船が無灯火で南進中、B船が懐中電灯を点灯していたところ、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 灯火の設備がない船は、夜間航行しないこと。 ・ 救命胴衣等の着用に努めるとともに、適切な着用を心掛けること。